

| | |
|-------------|---|
| 企業名 | ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 |
| 人権方針 | <p>国際的な人権規約の尊重 ENEOSグループは、すべての人びとの基本的人権について規定した国連「国際人権章典」（「世界人権宣言」、 「市民的および政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）や、 労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言」、 「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」および「子どもの 権利とビジネスの原則」等の人権に関する国際規範を支持し、尊重しています。加えて、国連グローバル・コンパ クト署名企業として「国連グローバル・コンパクト10原則」を支持し、尊重しています。</p> <p>人権尊重の責任の遂行 ENEOSグループは、人権そのものを侵害しないことはもちろんのこと、自らの事業活動において人権に対する負 の影響が生じていることが判明した場合は、是正に向けて適切な対応をとり、人権尊重の責任を果たして参ります。 その一環として、ENEOSグループは、以下の取り組みを推進します。</p> <p>人権デュー・ディリジェンス ENEOSグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。人権デュー・ ディリジェンスとは、自社が社会に与える人権への負の影響を防止または軽減するため、予防的に調査・把握を 行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続的なプロセスを言います。</p> <p>対話・協議 ENEOSグループは、自社が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、対処できるよう、 関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 調達方針 | <p>当社は「ENEOSグループ調達方針」を遵守し、お取引先に対しては、本方針および「取引先調達ガイドライン」をご理解、ご協力いただくよう、要請しています。お取引先の皆さまと一体でCSR調達を進めております。</p> <p>ENEOSグループ調達方針</p> <ol style="list-style-type: none">1. 社会的責任：ENEOSグループは、ENEOSグループ行動基準、『人権ポリシー』ほか各分野の方針に基づく調達活動を行います。2. お取引先の選定：ENEOSグループは、お取引先の選定にあたっては国内外における人権原則の尊重、環境への配慮、品質、納期などに基づき、公平・公正に判断します。3. 相互信頼：ENEOSグループは、お取引先と対等な立場で取引することを重視し、相互に信頼のある関係の構築を目指します。4. 情報管理：ENEOSグループは、調達活動を通じて得た情報を適切に管理します。 <p>https://www.eneos-re.com/company/purchase/</p> <p>ENEOSリニューアブル・エナジー取引先調達ガイドライン</p> <p>https://www.eneos-re.com/pdf/guideline.pdf?v1</p> |
| その他取り組み | <p>企業理念ページのご案内</p> <p>https://www.eneos-re.com/company/mission/</p> <p>地域貢献策ページのご案内</p> <p>https://www.eneos-re.com/community/contribution/</p> |